

行方市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月20日

行方市長

鈴木 周也

行方市条例第21号

行方市文化財保護条例の一部を改正する条例

行方市文化財保護条例(平成17年行方市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「風俗習慣」の次に「, 民俗芸能, 民俗技術」を加える。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。